

滋賀県・滋賀経済産業協会・ハノイ工科大学が三者覚書に調印しました

県内事業者におけるベトナム人材の受入れを促進するため、滋賀県、一般社団法人滋賀経済産業協会およびハノイ工科大学が三者覚書に調印しました。

【協力事項】

- 1 採用・就職支援について
 - (1) ジョブフェアの開催
 - (2) 企業単独イベントの開催
 - (3) 滋賀県企業の求人情報提供
- 2 学生サポートについて
 - (1) 定期情報交換
 - (2) 採用企業によるフィードバック
 - (3) インターンシップ受入支援
 - (4) 企業による公開講座の実施
 - (5) 日本語教育講座の実施
 - (6) 企業による課外活動サポート

○調印式の概要

調印日：令和3年（2021年）11月12日（金）

場 所：滋賀県庁知事室

（ハノイ工科大学はオンライン参加）

出席者：滋賀県知事 三日月 大造

一般社団法人滋賀経済産業協会 会長 石井 太

ハノイ工科大学 学長 Huynh Quyet Thang

（フィン・クェット・タン）



（左から）石井会長、フィン学長(画面)、三日月知事

目 次

- 表紙 滋賀県・滋賀経済産業協会・ハノイ工科大学が三者覚書に調印
- P2 「働き方改革の推進に関する連携協定」を締結
京都華頂大学・華頂短期大学と滋賀県が就職支援に関する協定を締結
- P3 第20回滋賀県障害者技能競技大会(アビリンピック滋賀2021)表彰式
- P4 令和4年4月1日から変わる法律
- P5 障害者雇用納付金申告・調整金申請について
職場で新型コロナウイルスに感染した方へ
- P6 令和5年3月大学等卒業予定者対象求人提出のお願い
ハローワークインターネットサービスを活用しましょう
- P7 労働保険の申請は、カンタン・便利な電子申請で！
勤労者互助会・サービスセンターのご案内
- P8 病気の治療と仕事の両立について
滋賀県家庭教育協力企業協定制度(しがふあみ)締結企業・事業所募集
- P9 在職者訓練のご案内
生産性向上支援訓練のご案内
- P10 2022年度ハラスメント防止関連 公開セミナーのご案内
シルバー人材センターからのお知らせ
- P11 労働委員会だより
- P12 労働相談Q&A

滋賀県社会保険労務士会・滋賀県・滋賀労働局の三者で 「働き方改革の推進に関する連携協定」を締結

令和4年2月1日、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択でき、活躍できる持続可能な社会の実現に向け、働き方改革に取り組む中小企業等と労働者を支援するため、滋賀県社会保険労務士会、滋賀県および滋賀労働局の三者で連携協定を締結しました。

今後、三者が情報共有を図りながら、一層の連携・協力を努め、取組の強化を進めます。

【締結式の概要】 締結日：令和4年2月1日(火) 参加者：滋賀県社会保険労務士会会長 古川 政明
滋賀労働局長 待鳥 浩二
場 所：滋賀県庁 滋賀県知事 三日月 大造

連携事項

- (1) 多様な働き方の推進に関すること
- (2) 女性その他の多様な人材の活躍推進に関すること
- (3) 労働生産性の向上に関すること
- (4) 職場定着の促進および人材確保・育成に関すること
- (5) 中小企業・小規模事業所の労務診断に関すること
- (6) 働き方改革に積極的に取り組む県内企業の情報発信に関すること
- (7) 取組の周知・啓発・広報に関すること。



(左から) 古川会長、三日月知事、待鳥局長

【お問合せ先】 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 TEL：077-528-3751

京都華頂大学・華頂短期大学と滋賀県が 就職支援に関する協定を締結しました！

県と大学が相互に連携し、学生の県内企業等への就職活動を支援することにより、大学生等のUIJターン就職を促進し、若者の県内定着を図ります。

○締結式の概要

締結日：令和4年2月4日(金) 参加者：京都華頂大学・華頂短期大学 学長 中野 正明
場 所：滋賀県公館ゲストルーム 滋賀県知事 三日月 大造

○目標設定

着実な就職支援を行っていくため、協定書には具体的な数値目標を設定しました。

	京都華頂大学	華頂短期大学
(1) 卒業生に占める滋賀県内の企業等への就職率	15%以上	25%以上
(2) 滋賀県が実施する滋賀県内の企業等におけるインターンシップへの参加学生数	5名以上	10名以上
(3) 滋賀県が参加する学内就職イベントの実施	2回以上	2回以上



(左から) 中野学長、三日月知事

【お問合せ先】 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 TEL：077-528-3759

第20回滋賀県障害者技能競技大会 (アビリンピック滋賀2021)表彰式

「第20回滋賀県障害者技能競技大会（アビリンピック滋賀2021）」（（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部主催、滋賀県共催）の表彰式が令和4年1月26日（水）に滋賀県庁で執り行われ、各部門の成績優秀者27名に金、銀、銅の各賞、また、金賞受賞者のうち同種目で過去に知事賞を受けたことのない5名に滋賀県知事賞が授与されました。

この大会は、障害のある方々が日ごろ培った技能を競い合うことにより、職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障害者に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図ることを目的として毎年開催しています。

今大会では総勢98名の選手が12種目で技能を競い合いました。

なお、今大会の結果により今年11月4日（金）から6日（日）に千葉県で開催される「第42回全国アビリンピック」へ出場する選手が選考されます。



令和4年1月26日（水）表彰式（東館7階大会議室）

各賞の受賞者（◎：知事賞受賞者）

（敬称略）

競技種目	金賞	銀賞	銅賞
電子機器組立	小山 せなみ パナソニックアソシエイツ滋賀(株)	長谷川 享史 パナソニックアソシエイツ滋賀(株)	—
製品パッキング	青木 和貴 (◎) 滋賀県立高等技術専門学校	林 明日菜 滋賀県立高等技術専門学校	川村 誠也 滋賀小林精工 (株)
喫茶サービス	安井 菜々海 (◎) 滋賀県立甲南高等養護学校	芝田 脩平 日本精工 (株) 大津工場	中井 創基 (学) 関西福祉学園働き教育センター甲良
オフィスアシスタント	黒崎 友哉 (◎) 日本精工 (株) 大津工場	前田 伊吹樹 (株) クレール	吉田 詞章 滋賀県立高等技術専門学校
縫製	—	—	—
木工	木戸 心愛 兵神装備 (株) 滋賀事業所	茂森 康佑 滋賀県立長浜北星高等養護学校	清水 一輝 滋賀県立長浜北星高等養護学校
ビルクリーニング	川副 昌人 (◎) (株) クレール	富田 健介 (学) 関西福祉学園働き教育センター甲良	松下 桜 (株) クレール
ワード・プロセッサ	安井 謙治 大津地方務局	佐々木 亮二 (学) 関西福祉学園働き教育センター甲良 浅居 慎平 (学) 関西福祉学園働き教育センター甲良	今井 詩織 (学) 関西福祉学園働き教育センター甲良
表計算	佐野 亮 パナソニックアソシエイツ滋賀 (株)	新谷 善彦 古河AS (株)	—
パソコンデータ入力	大原 尚史 (◎) (株) SCREENビジネスエキスパート	—	—
DTP	—	諏訪 陽子 (学) 関西福祉学園働き教育センター湖南	田中 雄一郎 (特非) アイ・コラボレーション
オフィスアシスタント初級	—	富田 大貴 電気硝子ユニバーサポート (株)	—

※「縫製」については、金銀銅の受賞該当者はありません。

【お問合せ先】滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 TEL：077-528-3755

もうすぐ施行!!

令和4年4月1日から変わる法律

滋賀労働局雇用環境・均等室

当室が所掌する法令のうち、令和4年4月1日に改正が予定されているものは次のとおりです。ご確認のうえ、就業規則の改定等、必要な対応をお願いします。ご不明な点などがございましたら、当室までお尋ねください（TEL：077-523-1190）。

令和4年4月1日施行

1 育児・介護休業法の改正 **全企業対象**

● 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備の義務化

- ・①～④のいずれかの措置を講じることが義務となります。
 - ①育児休業・産後/パパ育休（※）に関する研修の実施
 - ②育児休業・産後/パパ育休に関する相談体制の整備等（相談窓口設置）
 - ③自社の労働者の育児休業・産後/パパ育休取得事例の収集・提供
 - ④自社の労働者へ育児休業・産後/パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知（※産後/パパ育休については令和4年10月1日以降義務化）



1 厚生労働省HP内
解説ページ

● 妊娠・出産（本人または配偶者）の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務化

- ・周知すべき事項は以下の①～④です。
 - ①育児休業・産後/パパ育休（※）に関する制度
 - ②育児休業・産後/パパ育休の申し出先
 - ③育児休業給付に関すること
 - ④労働者が育児休業・産後/パパ育休期間について負担すべき社会保険料の取り扱い（※産後/パパ育休については令和4年10月1日以降義務化）
- ・個別周知・意向確認の方法は以下のいずれかです。
 - ①面談、②書面交付、③FAX、④電子メール等（①はオンライン可、③④は労働者が希望した場合のみ）

● 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

- ・「引き続き雇用された期間が1年以上」の要件が撤廃されます。



2 厚生労働省HP内
解説ページ

2 労働施策総合推進法の改正 **中小企業対象**

● 事業主のパワー・ハラスメント防止措置義務 全面適用

- ・これまで大企業のみとなっていたパワハラ防止措置義務が、中小企業にも拡大されます。

3 女性活躍推進法の改正 **労働者数101～300人規模企業対象**

● 法に基づく一般事業主行動計画策定・届出等の義務化

- ・これまで常時雇用する労働者数301人以上企業に義務付けられていた行動計画策定・届出義務が、101～300人規模企業に拡大されます。



3 厚生労働省HP内
解説ページ

4 くるみん・プラチナくるみん等認定制度の改正 **全企業対象**

（次世代育成支援対策推進法に基づく省令の改正）

● くるみん・プラチナくるみん認定の認定基準等が改正される他、新しい認定制度がスタート

- ・くるみんの認定基準とマークが改正されます。
- ・プラチナくるみんの特例認定基準が改正されます。
- ・新たな認定制度「トライくるみん」が創設されます。
- ・新たに不妊治療と仕事との両立に関する認定制度が創設されます。



4 厚生労働省HP内
解説ページ

★以降も、次の改正が予定されています

令和4年10月1日施行

育児・介護休業法の改正 **全企業対象**

- 産後/パパ育休（出生時育児休業）の創設
- 育児休業の分割取得



厚生労働省HP内
解説ページ

令和5年4月1日施行

育児・介護休業法の改正 **労働者数1000人超企業対象**

- 育児休業取得状況の公表の義務化



【お問合せ先】

滋賀労働局雇用環境・均等室
TEL：077-523-1190

～常用雇用労働者数 100人を超える事業主の皆様へ～

障害者雇用納付金制度に基づく 申告・申請の時期となりました!!

▶ **障害者雇用納付金申告・調整金申請** ◀

申告申請期間

令和4年4月1日～5月16日

※申告申請対象期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日の1年間分
※障害者の法定雇用率は、**2.3%**です。

※障害者雇用調整金については、申請期間を過ぎての申請には支給できませんのでご注意ください。



【お問合せ先】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
滋賀支部 高齢・障害者業務課
〒520-0856 大津市光が丘町3-13
TEL：077-537-1214 FAX：077-537-1215
e-mail：shiga-kosyo@jeed.go.jp

職場で新型コロナウイルスに感染した方へ

業務によって感染した場合、 労災保険給付の対象となります

対象となるのは？

- 感染経路が業務によることが明らかな場合
- **感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務※に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合**
 - ※（例1）複数の感染者が確認された労働環境下での業務
 - ※（例2）顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務
- 医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象
- 症状が持続し（罹患後症状があり）、療養等が必要と認められる場合も保険給付の対象

【お問合せ先】

大津労働基準監督署労災課：077-522-6644
彦根労働基準監督署労災課：0749-22-0654
東近江労働基準監督署労災課：0748-41-3367

詳しくは厚生労働省HPのQ&A
（項目「5労災補償」）
をご覧ください▶



令和5年3月大学等卒業予定者対象求人提出のお願い

ハローワークでは、令和5年3月卒業を予定している大学生等の求人を受付けています。

ハローワークにおける求人の取扱い	
求人の受理	2月1日以降
求人の公開	4月1日以降
大学等卒業予定者に対する職業紹介	6月1日以降

大卒等卒業予定者の就職・採用活動に関する開始時期	
広報活動	卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降
採用選考活動	卒業・終了年度の6月1日以降

企業の将来を担う人材の確保・育成のため、前途ある若者の将来のためにも、中長期的な視点から、一人でも多くの採用につながるよう、学卒求人の提出をお願いいたします。

【お問合せ先】 滋賀労働局職業安定部職業安定課 TEL：077-526-8609

ハローワークインターネットサービスを活用しましょう

ハローワークが運営する「ハローワークインターネットサービス」に9月21日から新たな機能が追加されましたので、求人活動にご活用ください。

※「求人者マイページ」とは、求人サービスをオンライン上で受けられる事業者向けの専用ページです。

今後も新機能追加予定！

●求人者マイページの新しい機能●

ハローワークからオンラインで職業紹介を受ける（オンラインハローワーク紹介）

●ハローワークから求人者マイページを通じてオンラインで職業紹介を受けることができます。

求職者からの応募を直接受け付けることができる（オンライン自主応募）

●ハローワークインターネットサービスに掲載した求人に対して、求職者がハローワークを介さずに直接応募することができるようになり、応募者層が広がる可能性があります。

⚠️ オンライン自主応募は、ハローワークによる職業紹介に該当せず、ハローワーク等の職業紹介を要件とする助成金の対象外になります。ご注意ください。

求人者マイページや新機能の詳細はこちらからご覧ください

ハローワークインターネットサービス

<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>



【お問合せ先】 滋賀労働局職業安定部 職業安定課 TEL：077-526-8609

広告

住まいのことなら滋賀県住宅生活協へ

建てたい

売りたい

直したい

税金

相続

その他
etc...

お気軽にご相談ください！

滋賀県勤労者住宅生活協同組合

資料請求・お問い合わせ

☎ 077-524-2800

滋賀県知事（14）第631号 滋賀県大津市打出浜2番1号 コラボしが6階 定休日/火・水・祝 営業/9:00~18:00

労働局からのお知らせ

労働保険の申請は、カンタン・便利な電子申請で！

◎労働保険の電子申請

電子申請のメリット

書面による手続きに比べて“簡単便利”で“コストの削減”も期待でき、“窓口での対面確認等がありません”ので新型コロナウイルス感染症対策にもつながります。

また、労働局・監督署の開庁時間にとらわれず“いつでも手続きが可能”なため“移動や待ち時間も不要”となります。

申請手続き

e-Govウェブサイト（e-Gov電子申請）から手続きいただけます。

なお、「GビスID」や「マイナンバーカード」を使用すると、申請の事前準備にかかる手数料がなくなり、お得です。

申請ページは、「e-gov」または「<https://www.e-gov.go.jp/>」で検索いただけます。



【お問合せ先】滋賀労働局労働保険徴収室 TEL：077-522-6520

社員の福利厚生を充実しませんか 勤労者互助会・サービスセンターのご案内！

滋賀県勤労者互助会連合会
(<https://shiga-gojoren.zenpuku.or.jp/>)



勤労者の健康や生活の福祉を向上させるため、個々の事業所では実施の困難な各種の福利厚生事業を行い、中小企業で働く人が楽しく安心して働ける環境づくり、併せて企業等の振興を図ることを目的に、県内10地域に勤労者互助会・サービスセンターが開設されています。

社員の福利厚生に関心をお持ちの事業主の皆様、お気軽に地域の勤労者互助会・サービスセンターまでお問い合わせください。

主な事業内容

- ・福利厚生事業 映画館・レジャー施設の割引、健康診断・インフルエンザ補助、各種講座の開催、ウォーキング大会等の開催、各種ツアーの実施、お食事会の開催など
- ・共済金給付事業 お祝い金（結婚・出生・勤続等）、弔慰金、病気・災害等の見舞金など
- ・貸付事業 生活資金、教育・医療・冠婚葬祭等の融資の斡旋

※対象者や会費などの詳細については、地域の勤労者互助会・サービスセンターのホームページをご覧ください。

名 称	電話番号	対象地域
(一財) 大津市勤労者互助会	077-522-6499	大津市
(一社) 草津市勤労者福祉サービスセンター	077-567-4377	草津市
彦根地域勤労者互助会	0749-27-6787	彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町
(一財) 守山野洲勤労福祉サービスセンター	077-581-2408	守山市・野洲市
湖北地域勤労者互助会	0749-53-3553	長浜市・米原市
(一財) 近江八幡地域勤労者福祉サービスセンター	0748-38-8400	近江八幡市・竜王町
東近江地域勤労者互助会	0748-23-7400	東近江市・日野町
栗東市勤労者互助会	077-554-0400	栗東市
(一財) 甲賀湖南中小企業福利サービスセンター	0748-63-1809	甲賀市・湖南市
高島市勤労者互助会	0740-32-8188	高島市

病気の治療と仕事の両立について

医療の技術や治療の進歩によって、“がん”をはじめとする多くの病気は「長く付き合う病気」に変化しています。働くことを「生きがい」にしている人は多く、継続した通院・服薬、就業の配慮が、再発や重症化の予防になり、長く働き続けられ能力を発揮することができます。

病気のことは本人が職場に伝えることから始まるため、職場での相談先を周知することも大切です。

がん、脳卒中、肝臓病、糖尿病、難病等の病気は誰しも罹る可能性があります。治療と仕事の両立が出来るよう配慮していただくとともに、対応に困ったら相談窓口を活用しましょう。

1. 事業所や離職していない労働者が利用できる外部の相談窓口

滋賀産業保健総合支援センターの専門の促進員が労働者、経営者、人事労務担当者からの相談に対応します。利用は無料です。



滋賀産業保健総合支援センターHPはこちらをご覧ください

2. 治療と仕事の両立についての情報

滋賀県がんポータルサイト「がん情報しが」に県内の情報が掲載されています。がん以外の疾患の場合もご活用下さい。

また、厚生労働省「治療と仕事の両立支援ナビ」で、事業所の両立支援の取り組み方、支援を受けたい方の情報、相談機関一覧などの情報が得られますのでご活用ください。（「がん情報しが」内リンクあり）



治療と仕事の両立支援の情報は「がん情報しが」のこちらのページをご覧ください

【1についてのお問合せ先】

滋賀産業保健総合支援センター
TEL：077-510-0770

【2についてのお問合せ先】

滋賀県健康医療福祉部健康寿命推進課
TEL：077-528-3655

「家庭の教育」に企業・事業所の力を！ 滋賀県家庭教育協力企業協定制度（しがふあみ） 締結企業・事業所募集中！



県教育委員会では、家庭の教育力の向上に向けた職場づくりに、自主的に取り組んでいただける企業・事業所と滋賀県教育委員会が協定を結び、子どもたちの健やかな育ちのための取組を推進しています。

締結企業・事業所数：1,495（令和4年1月時点）

協定を締結いただくと…

その1：子育てについて学ぶ機会を支援（専門性を持つ講師を派遣！）

その2：県教育委員会発行の情報誌を送付

その3：ホームページなどで企業や事業所の取組を紹介 など

「企業・事業所等家庭教育サポート講座」をご活用ください

チラシや申込書はこちらから→



【お問合せ先】 滋賀県教育委員会事務局生涯学習課

TEL：077-528-4654 FAX：077-528-4962

E-mail：ma06@pref.shiga.lg.jp <https://nionet.jp/index.html>

〇しがふあみに関する情報は、お問い合わせいただくか、右記よりアクセスください。→



在職者訓練のご案内

滋賀県および(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部では、在職者の方々の技能向上を目的に、在職者訓練を開催しています。企業研修、自己啓発等にご活用ください。

◇県が開催するコース（技能向上セミナー）

- 機械系（測定技術、普通旋盤加工技術、フライス盤加工技術、NC旋盤加工技術、機械CADなど）
- 溶接系（アーク溶接特別教育、TIG溶接の基礎、産業用ロボット特別教育、溶接技能者評価試験準備など）
- 電気系（第一種電気工事士試験準備、電気主任技術者のための知識、エコキュート施工技術基礎など）
- 制御系（有接点リレーシーケンス、プログラマブルコントローラ制御、油圧制御、VBAなど）
- 塗装系（金属塗装技術）

◇(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部が開催するコース（能力開発セミナー）

- 機械系（機械設計、溶接、機械加工、測定、機械保全、生産管理など）
- 電気・電子系（シーケンス、PLC、回路設計、電気保全、Javaなど）
- 建築系（建築計画、意匠設計、構造設計、施工・管理など）

※コースの詳細（開催日・内容・受講料等）、申込み方法等については、下記にお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

	滋賀県		(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部	
施設	高等技術専門学校米原校舎 (テクノカレッジ米原)	高等技術専門学校草津校舎 (テクノカレッジ草津)	滋賀職業能力開発促進センター (ポリテクセンター滋賀)	滋賀職業能力開発短期大学校 (滋賀職能大)
所在地	米原市岩脇411-1	草津市青地町1093	大津市光が丘町3-13	近江八幡市古川町1414
TEL	0749-52-5300	077-564-3297	077-537-1191 (訓練課 事業主係)	0748-31-2252 (学務援助課 援助係)
FAX	0749-52-5396	077-565-1867	077-537-1299	0748-31-2255
URL	https://www.pref.shiga.lg.jp/kougi/		ポリテクセンター滋賀ホームページ http://www3.jeed.or.jp/shiga/poly/ 滋賀職能大ホームページ http://www3.jeed.or.jp/shiga/college/business/index.html	

ポリテクセンター滋賀主催 生産性向上支援訓練のご案内

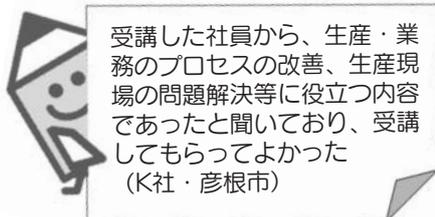
内容よし！ 講師よし！ コスパよし！

年間600社・1,000名様を超える方々にご利用いただいています。 満足度 **99%**

コースNo	開催日	コース名
001	5/26	職場のリーダーに求められる統率力の向上
S01	5/27	中堅・ベテラン従業員のためのキャリア形成
002	6/9	ビジネス現場における交渉力
003	6/21	現場社員のための組織行動力向上
S02	6/22	継承する技能・ノウハウの明確化
S03	7/12	上司の補佐と後輩支援のためのアシスト力
004	7/14	業務効率向上のための時間管理
S04	7/15	コーチングによる後輩への援助・指導

- 定員
各回 15名（先着順）
- 訓練時間
9:30～16:30
- 会場
【001】【S03】彦根商工会議所
【上記以外】ポリテクセンター滋賀
- 対象
事業主の指示により受講される方
※コース番号に「S」が付くコースは、申込時45才以上の方ですが、45才未満の方も受講できます。

受講料
3,300円/人
(税込み)



年間スケジュール、コース内容、申込方法等は、下記HPをご参照ください。IT関係は、3月下旬に公開（HP掲載）予定です。

【お問合せ先】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部
ポリテクセンター滋賀 生産性向上人材育成支援センター
生産性センター業務課 TEL: 077-537-1176

URL: https://www3.jeed.go.jp/shiga/poly/employer/seisansei_kunren.html



21世紀職業財団

2022年度 ハラスメント防止関連 公開セミナーのご案内

1. <オンライン> ハラスメント相談担当者セミナー ベーシック編

ハラスメントの基本的知識や相談対応の留意点など、相談担当者として身に付けておくべき専門スキルについて、ロールプレイを体験しながら学びます。

開催日時 2022年4月20日(水)13:30~16:30 担当講師 猪熊 康二

2022年5月20日(金)13:30~16:30 担当講師 杉本 登志子

開催方法 オンライン(Web会議システムZoom利用・全国どこからでもご参加いただけます。)

受講料 15,400円(テキスト購入別途)

2. <会場集合型> ハラスメント相談担当者セミナー ベーシック編

ハラスメントの基本的知識や相談対応の留意点など、相談担当者として身に付けておくべき専門スキルについて、ロールプレイを体験しながら学びます。

開催日時 2022年6月7日(火)13:30~16:30

場 所 鐵鋼會館5・6会議室 (大阪市中央区北久宝寺町3-5-12 御堂筋本町アパビル11階)

担当講師 担当講師 中崎 郁子

受講料 16,500円(テキスト代込)

3. <会場集合型> ハラスメント相談担当者セミナー アドバンス編

被害者、行為者、第三者への対応をロールプレイで体験します。相談担当になって1年未満の方でも、基礎的な内容から学べ、ロールプレイを通じて貴重な気づきが得られ研鑽を積む絶好のチャンスです。

開催日時 2022年7月8日(金)9:30~16:30

場 所 鐵鋼會館5・6会議室 (大阪市中央区北久宝寺町3-5-12 御堂筋本町アパビル11階)

担当講師 担当講師 井上 泰世

受講料 31,900円(テキスト代込)

【お問合せ先】

公益財団法人21世紀職業財団関西事務所

TEL : (06)4963-3820

FAX : (06)4963-3821

E-mail : kansai@jiwe.or.jp

URL : http://www.jiwe.or.jp



多彩な力が活きる社会に

21世紀職業財団

シルバー人材センターからのお知らせ



◆退職予定の皆さん

あなたの豊かな知識と経験を地域のシルバー人材センターで活かしませんか。シルバー人材センターでは、働く意欲のある60歳以上の方のご入会をお待ちしています。

◆お仕事募集中

シルバー人材センターでは、高齢者にふさわしい仕事を家庭・企業・公共団体等からお引き受けしています。短期間・短時間にかかわらず、人手不足のときは、地域のシルバー人材センターへご相談ください。

活動等については、当連合会又はあなたの街のシルバー人材センターのHPをご覧ください。

【お問合せ先】

公益社団法人 滋賀県シルバー人材センター連合会

〒520-0054 大津市逢坂一丁目1番1号 テトラ大津3階

TEL : 077-525-4128 FAX : 077-527-9490

URL : https://www.sjc.ne.jp/shigapref

不当労働行為事件の概要について

◆不当労働行為とは

労働組合法第7条では、労働三権（団結権、団体交渉権、団体行動権）を保護するため、労働組合や労働者に対する使用者の不当労働行為を禁止しています。不当労働行為は、主に以下の3類型です。

- 1 不利益取扱い 組合員であることや正当な組合活動をしたことを理由に、使用者が解雇、配転等の不利益取扱いをする行為。
- 2 団体交渉拒否 使用者が正当な理由なく団体交渉を拒む行為。
- 3 支配介入 使用者による労働組合の自主性や団結力、組織力を損なわせる行為。

◆使用者からこんな行為を受けたら…

- ・労働組合に加入したら、解雇された。
- ・組合活動を理由に昇給差別を受けた。
- ・団体交渉を申し入れたが、応じてもらえない。
- ・組合の結成や運営に対し嫌がらせを受けた。

不当労働行為に
該当する可能性が
あります。

◆令和3年に取り扱った不当労働行為事件

昨年当委員会が取り扱った不当労働行為事件は命令発出により終了した1件でした。その一部を紹介します。

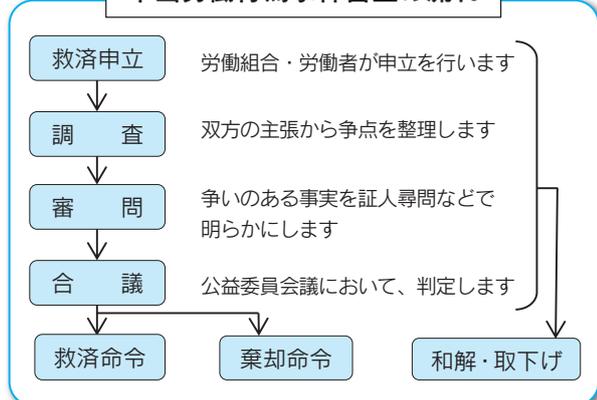
X組合は合同労働組合で、平成25年にY社の従業員によりX組合W分会が結成されました。令和元年11月、X組合とY社の間で令和元年年末一時金についての団体交渉が行われました。その席上でW分会の分会長は、半年後の定年退職の翌日に契約が開始する自身の再雇用契約の賃金を上げてほしいと発言しました。これに対しY社は、賃金額は就業規則に定められており、現状就業規則を変更することは考えていないと回答しました。X組合は、そのY社の対応が不誠実な交渉（労働組合法第7条第2号）に当たるとして、当委員会に救済申立てを行いました。

調査の中でY社は、当該団体交渉で分会長が行った再雇用時の賃金に関する要求は、そもそも当該団体交渉の交渉事項ではなく、仮に交渉事項であったとしても誠実に回答したと反論しました。

調査の結果、X組合は当該団体交渉にあたり1か月前に要求書により申入れを行っており、当該要求書には令和元年年末一時金についての要求は記載されていたものの再雇用時の賃金についての要求は記載されていなかったこと、およびその後も交渉事項を追加する旨の通知はなかったことが事実として認定されました。

そこで当委員会は、書面による団体交渉申入れは使用者の団体交渉義務を生じさせる必須条件ではないものの、使用者がその準備をする必要があることを考慮すると、追加の交渉事項がある場合は口頭であっても事前に通知する必要があるとして、再雇用時の賃金に関する要求は当該団体交渉の交渉事項として予定されていなかったと判断しました。また、当該団体交渉の場で再雇用時の賃金に関する要求に対してY社が一定の応答をしていることから、仮に再雇用時の賃金に関する要求がこの時点で新たに交渉事項に加えられたと解したとしても、Y社にはこのことについて事前に検討する機会がなかったためであり、その場で可能な範囲で回答することしかできなかったとしてもやむを得ないと判断しました。以上のことから、当委員会は、令和元年11月団体交渉の席上で分会長が行った再雇用時の賃金に関する要求についてのY社の対応は不誠実な交渉に当たるとは認められないと判断し、棄却命令を発出しました。

不当労働行為事件審査の流れ



★労働委員会への相談、不当労働行為事件救済申立て、あっせん申請等の手続は無料です。まずはお気軽にお問い合わせください。

【お問合せ先】
滋賀県労働委員会事務局

〒520-8577
大津市京町四丁目1番1号 県庁東館5階
TEL : 077-528-4472
URL : <https://www.pref.shiga.lg.jp/roudo/>

高年齢者の雇用確保措置と就業確保措置について

高年齢者雇用安定法が改正され、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、高年齢者就業確保措置を講ずることが努力義務として規定されています（令和3年4月施行）。

今回は、この「高年齢者就業確保措置」の概要を確認したいと思います。



質問

「高年齢者就業確保措置」とはどのようなものですか。



回答

定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主、または、65歳までの継続雇用制度（70歳まで引き続き雇用する制度を除く。）を導入している事業主は、従来の65歳までの雇用確保措置（義務）に加え、以下のいずれかの措置を講ずることが努力義務となりました。

- ①70歳までの定年引上げ
 - ②定年制の廃止
 - ③70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入
（特殊関係事業主に加え、他の事業主によるものを含む。）
 - ④高年齢者が希望するときは、70歳まで継続的に業務委託契約を締結できる制度の導入
 - ⑤高年齢者が希望するときは、70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
 - a 事業主が自ら実施する社会貢献活動
 - b 事業主が委託、出資等する団体が行う社会貢献事業
- ※上記④、⑤を導入するに当たっては過半数労働組合等の同意を得ることが必要です。



質問

「当社では現在65歳までの継続雇用制度を導入しています。一度に70歳まで延長することに抵抗があるので、まずは67歳までの継続雇用制度を導入するなど段階的に進めたいのですが…。



回答

段階的に進めることは問題ありません。ただし、努力義務とされているのは70歳までの制度ですから、引き続き70歳までの制度を導入することに努めてください。



質問

当社では、様々な職種に従事する従業員がいます。職種により事情も様々ですから、65歳以降の就業確保措置を講ずるに当たっては、職種や雇用形態ごとに区別して設定したいと思っています。問題はありますか。



回答

改正法に掲げる上記「5つの選択肢」のどれをどのような対象者に講ずるかについては、労使間で十分協議を行い、それぞれの企業の実情に合わせて行うことを想定しており、その内容は原則として労使に委ねられているものです。したがって、対象者を限定する基準を設けることは可能です。ただし、対象者基準の内容は、個々の高年齢者の希望を聴取し、これを十分尊重して決定するように留意してください。たとえ労使間で協議を行い定められたものであっても、法の趣旨や他の労働関係法に反するもの、または公序良俗に反するものは認められないことは言うまでもありません。対象者を限定する基準については、①意欲、能力等をできる限り測るものであること（具体性）、②必要とされる能力等が客観的に示されていて、該当可能性を予見することができるものであること（客観性）、の2点に留意して策定することが望まれます。

滋賀県労働相談所

苦 労 不 い 労 使

電話番号

0120-967164

077-511-1402

開設時間

月曜日～金曜日(平日)12時～16時 ※令和3年4月から開設時間が変更になりました

場 所

大津市打出浜2-1 コラボしか21 6階 (面談相談は事前連絡が必要です)

(フリーアクセスは、滋賀県内固定電話(もしくは公衆電話)からのみ利用可能です。)

「滋賀労働」へのご意見・ご感想はこちらまで

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課

〒520-8577 大津市京町4-1-1

TEL: 077-528-3751 FAX: 077-528-4873

URL: <https://www.pref.shiga.lg.jp/>E-mail: fe00@pref.shiga.lg.jp